

施策コラム②

特定都市河川 (流域治水関連法※の中核をなす制度)

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

特定都市河川の指定対象

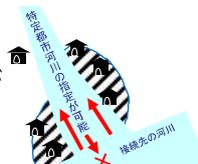
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



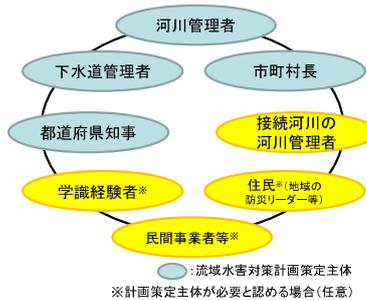
狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化



【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

➡ 構成員は協議結果を尊重

※流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援 (令和5年度から5か年の時限措置)

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水池、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象: 民間事業者等
- 規模要件: $\geq 30\text{m}^3$ (条例で $0.1\sim 30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象: 公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

特定都市河川の指定

指定に伴い施行
(流域内すべてが対象)

雨水浸透阻害行為の許可

- 雨水浸透阻害行為をするものは許可を受けなければならない
- 開発により雨水流出量を増やさないための貯留・浸透対策を義務付け

※1000㎡以上が対象

指定と同時に施行

保全調整池の指定

- 防災調整池を保全調整池として指定することができる
- 機能を阻害する行為の届出を義務付け
- 必要に応じて助言・勧告

指定後に順次早期に指定

特定都市河川指定による流域対策



【参考】都市計画法の開発許可

| 都市計画法上の区分 | | 開発許可を要する形の変更の対象規模 |
|-----------|----------|--------------------|
| 都市計画区域 | 線引都市計画区域 | 1,000㎡以上 |
| | 市街化調整区域 | 3,000㎡以上 |
| 準都市計画区域 | 準都市計画区域外 | 1ha (= 10,000㎡) 以上 |

流域水害対策計画協議会の設置

流域水害対策計画の策定

河川改修・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に基づくハード対策の加速化

(河道掘削、堤防整備、遊水池、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 など)

協議会において実施内容を定める

雨水貯留浸透施設の整備

- 地方公共団体による整備
国の補助率 1/3 → 1/2
- 民間事業者による整備
計画の認定制度
国及び地方公共団体の補助
- 国有財産の活用
国有地の無償貸付、譲与

協議会において実施内容を定める

その他

- 下水道整備
- 下水道ポンプ施設の効果的な運転操作ルールを定める
- ハザードマップの作成、活用等のソフト対策

協議会において実施内容を定める

浸水被害防止区域の指定

- 要配慮者をはじめとする住民等に著しい危害が生ずるおそれがある土地を指定することができる
- 都市計画法の開発許可が原則禁止
- 立地適正化計画の居住誘導区域に含めない
- 都市計画法対象外の開発に対し、開発や建築の安全性を事前許可制により確認
- 移転や高上げ等の改修に対する予算支援

協議会において指定の方針を定める

貯留機能保全区域の指定

- 洪水・雨水を一時的に貯留機能を有する農地等を指定することができる
- 貯留機能を阻害する盛土等の行為に対し事前の届出を義務付け
- 届出に対し必要な助言・勧告

協議会において指定の方針を定める